

釧路川外減災対策協議会 規約

（名称）

第 1 条

本会は、「釧路川外減災対策協議会（以下「協議会」という）」と称する。

（目的）

第 2 条

協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、釧路川等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものである。

なお、協議会の対象河川は、釧路開発建設部が管理する一級河川、釧路建設管理部が管理する釧路総合振興局管内の一級河川及び二級河川とする。（別表 1 に挙げる水系）

（協議会の構成）

第 3 条

協議会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長、副会長を置き、会長は釧路開発建設部長をあて、副会長は釧路総合振興局長をあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をさせることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条

協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長は釧路開発建設部次長（河川・道路）をあて、副幹事長は釧路総合振興局副局長（建設管理部担当）をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事長不在のときは副幹事長が幹事

会の事務を掌理する。

- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（実施事項）

第5条

次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報及び水防に係る情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。
- 3 取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条

協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする、ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条

協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、釧路開発建設部治水課及び釧路総合振興局釧路建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の招集は会長、運営、進行は事務局が行う。
- 4 幹事会の招集は幹事長、運営、進行は事務局が行う。

(雑則)

第9条

この要領に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の決定によるものとする。

- 2 平成30年3月20日より、管内の水防に関する必要な情報を提供する目的で設立した釧路川水防連絡協議会(昭和57年7月設立)は、釧路川外減災対策協議会と統合し目的を遂行する。

(附則)

第10条

この規約は、平成29年6月14日から施行する。

平成30年3月20日一部改定。

平成31年4月26日一部改訂。

令和4年3月17日一部改訂。

令和5年3月16日一部改訂。

令和6年3月15日一部改訂。

(別表 1)

釧路川外減災対策協議会 水系一覧表

水系名		関係市町村	河川管理者
1 級河川	釧路川	釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村	国、北海道
2 級河川	尾幌川	厚岸町	北海道
	チヨロベツ川	釧路町	北海道
	春採川	釧路市	北海道
	星ガ浦川	釧路市	北海道
	阿寒川	釧路市	北海道
	庶路川	釧路市、白糠町	北海道
	茶路川	白糠町	北海道
	和天別川	白糠町	北海道
	音別川	釧路市	北海道
	尺別川	釧路市	北海道
	直別川	釧路市	北海道
	西別川	標茶町	北海道

(別表 2)

釧路川外減災対策協議会 構成員

組織別	協議会	幹事会
釧路開発建設部	部長（会長）	次長（河川・道路）（幹事長）、調査官、公物管理課長、施設整備課長、治水課長、防災課長、釧路河川事務所長
釧路地方气象台	台長	防災管理官
釧路総合振興局	局長（副会長）	副局長（建設管理部担当）（副幹事長） 地域創生部危機対策室 主幹（危機対策） 釧路建設管理部 地域調整課長、維持管理課長、治水課長
釧路市	市長	総務部防災危機管理監
釧路町	町長	防災安全課長
厚岸町	町長	危機対策室長
浜中町	町長	防災対策室長
標茶町	町長	総務課長
弟子屈町	町長	総務課長
鶴居村	村長	総務課長
白糠町	町長	地域防災課長
北海道警察釧路方面本部	警備課長	警備課長補佐
北海道釧路方面釧路警察署	署長	警備課長
北海道釧路方面厚岸警察署	署長	警備係長
北海道釧路方面弟子屈警察署	署長	警備係長

(オブザーバー)

釧路市消防本部
 釧路東部消防組合
 釧路北部消防事務組合
 陸上自衛隊第 27 普通科連隊